正四位に叙する
（財務事務官）
従六位に叙する
　成瀬　守重
従七位に叙する（以上二月四日）
大坪　一也　佐藤　幸彦
正七位に叙する（各通）（二月五日）
○叙勲
旭日単光章を授ける（各通）（一月二十九日）
（稲沢市議会議員）
旭日双光章を授ける（一月三十日）
　岡野　明　小倉　慶治
　砂山　榮三　善澄　満
　木村　喜信
　土屋　工吉
旭日双光章を授ける
　塚本　孝明　藤沢　一實
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月三十一日）
　野中　一二
旭日双光章を授ける（二月一日）
　善　功企
瑞宝小綬章を授ける
　服部　洋昭　米田　有三
瑞宝双光章を授ける（各通）
　工藤　博行　宮崎　幸治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十九日）
　青木　博之　小椋　慶一
　木村　正已　児玉　忠　河原　良二
　涌井　臣示　野間　利一
瑞宝双光章を授ける（各通）
　佐藤　誠志　東田　玉憲　濱田　功
　平賀　文人　堀江　昭八
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月三十日）
　神田　芳男
瑞宝小綬章を授ける
　安孫子政一　倉間　元樹　坂口　勝
　椿　正已　三春　佳昭　山原　巧
瑞宝双光章を授ける（各通）
　伊地知正盛　菅野　正
（群馬県警察部補）
　木村　幸弘
　牧村　順市
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月三十一日）
（大阪大学名誉教授）　中村　亘男
（宮崎大学名誉教授）　山本　末之
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　上田　顯　加用　英樹　玉手　直人
　長谷川　巖　林　健一　平川武士勝
　宮尾　孝章
瑞宝双光章を授ける（各通）
　阿部　彦人　大杉　義和　沖津喜久治
　小嶋　光男　芝原　襄爾　南部　正秀
　橋本　重信　藤田　晴司　藤谷　光夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月一日）
　浅野眞智子
瑞宝双光章を授ける（二月三日）
（財務事務官）　中村　弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
　宮本　正志
瑞宝単光章を授ける（以上二月四日）
　梶原　壽利
　大坪　一也　佐藤　幸彦
瑞宝単光章を授ける（各通）（二月五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ガーナの独立記念日につき、三月五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

中国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月９日

中国運輸局長　金子　修久

１．中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「269,700円」を「280,700円」に、「253,150円」を「264,150円」に、「211,100円」を「222,100円」に、「201,700円」を「212,700円」に改める。

２．中国海上旅客運送業最低賃金第４項中「263,450円」を「273,250円」に、「196,800円」を「207,800円」に改める。

３．中国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「213,300円」を「224,000円」に、「196,000円」を「206,700円」に改める。

４．中国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「213,300円」を「224,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月８日から効力を生ずる。